

指名停止措置一覧

令和 7 年3月21日現在

1 建設工事関係

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注調整をしていたとして、石川営業所長が令和 6 年10月 7 日に郡山区検に談合罪で略式起訴されたことによる。	別表第 2 第 3 号 競争入札妨害又は談合	R 7. 2. 1 ～ R 8. 1. 31 (12月)
2	パナソニックEwエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区域見2-1-61	同社は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、令和 6 年 8 月 2 3 日に国土交通大臣より技術検定の合格が取り消されたことに伴い、技術者の適切な配置が行われていなかったことが確認されたため、建設業法第28条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月31日に国土交通省近畿地方整備局長から監督処分（指示及び営業の停止命令）を受けたことによる。	別表第2第 4 号 (1) 及び(2)建設業法違反	R7. 2. 20～ R7. 4. 19 (2月)
3	盛岡舗道株式会社	盛岡市中太田深持151-1	令和 7 年 1 月27日、当市発注の「榊北太田線外街路舗装等その 2 工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、事故により工事関係者に重傷者 1 名を生じさせたことによる。	別表第 1 第 6 号 (2) 工事関係者事故及び同基準運用指針 3 第 3 項オ（力）	R7. 2. 20～ R7. 4. 19 (2月)
4	株式会社東北ターボ工業	盛岡市羽場13-30-11	令和 7 年 2 月20日、当市発注の「東地区外下水道管路施設清掃業務委託」において、安全管理の措置が不適切であったため、事故により市民に軽傷者 1 名を生じさせたことによる。	別表第 1 第 4 項 第 2 号に該当	R7. 3. 21～ R7. 5. 20 (2月)

2 建設関連業務委託

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
-----	------	-------	---------	------	--------

3 物品の買入れ等関係（他の業種における原因の登録者を含む）

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14-19	令和 6 年 5 月30日、当該会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札等において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、排除措置命令を受けたことによる。	別表第 2 第 2 号 独占禁止法違反	R6. 7. 1～ R7. 6. 30 (12月)

2	株式会社 J T B	東京都品川区 東品川二丁目 3-11	令和 6 年 5 月 30 日、当該会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札等において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、排除措置命令を受けたことによる。	別表第 2 第 2 号 独占禁止法違反	R6. 7. 1～ R7. 6. 30 (12月)
3	パナソニックEwエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市 中央区城見2- 1-61	同社は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、令和 6 年 8 月 2 3 日に国土交通大臣より技術検定の合格が取り消されたことに伴い、技術者の適切な配置が行われていなかったことが確認されたため、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 31 日に国土交通省近畿地方整備局長から監督処分（指示及び営業の停止命令）を受けたことによる。	別表第 2 第 4 号 (1) 及び (2) 建設業法違反	R7. 2. 20～ R7. 4. 19 (2月)
4	盛岡舗道株式会社	盛岡市中太田 深持151-1	令和 7 年 1 月 27 日、当市発注の「榊北太田線外街路舗装等その 2 工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、事故により工事関係者に重傷者 1 名を生じさせたことによる。	別表第 1 第 6 号 (2) 工事関係者 事故及び同基準 運用指針 3 第 3 項オ（カ）	R7. 2. 20～ R7. 4. 19 (2月)
5	株式会社東北ターボ工業	盛岡市羽場13- 30-11	令和 7 年 2 月 20 日、当市発注の「東地区外下水道管路施設清掃業務委託」において、安全管理の措置が不適切であったため、事故により市民に軽傷者 1 名を生じさせたことによる。	別表第 1 第 4 号 (2) 公衆事故及び 同基準運用指針 3 第 3 項カ	R7. 3. 21～ R7. 5. 20 (2月)
6	小田島商事株式会社	花巻市卸町66番 地	令和 7 年 3 月 13 日、当該会社は、山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、排除措置命令を受けたことによる。	別表第 2 第 2 号 独占禁止法違反	R7. 3. 21～ R7. 9. 20 (6月)